

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（その後、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月21日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。A社には、昭和34年3月に入社し、平成8年4月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（A社C出張所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について確認できる資料は無いが、申立人は申立期間にはA社に勤務していたとしていることから、A社における資格取得日を、A社C出張所における資格喪失日と同日の昭和36年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる

関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年2月から同年6月までは11万8,000円、同年7月から58年1月までは12万6,000円、同年2月から59年2月までは16万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は15万円、同年9月から同年11月までは16万円、同年12月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から60年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち3か月を除き、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給料支払明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から計算した標準報酬月額より低い記録となっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月、同年3月及び同年5月から59年12月までの期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和57年2月、同年3月、同年5月及び同年6月は11万8,000円、同年7月から58年1月までは12万6,000円、同年2月から59年2月までは16万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は15万円、同年9月から同年11月までは16万円、同年12月は18万円に訂正することが必要である。

また、昭和57年4月の給料支払明細書は無いが、その前後の期間において給与から控除されている厚生年金保険料額が同じであることから、当該月においても同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、当該月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致しないことから、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年11月から57年1月までの期間については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和60年1月及び同年2月については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給料支払明細書は無く、59年以降の期間の給与支給額及び給与から控除されている保険料額は月により異なることから、当該期間の給与支給額及び給与から控除されている保険料額を推認することは困難であり、ほかに、関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月23日から同年5月4日まで
厚生年金保険の加入期間について、年金事務所に照会したところ、A社における入社時の2か月間の記録が確認できないとの回答を得た。
A社には、昭和28年3月に入社し、平成元年12月に退職するまで継続して勤務していた。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録により、申立人が昭和28年3月23日にA社に入社し、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「人事記録から、申立人が昭和28年3月23日にA社に正社員として入社していることは間違いなく、正社員は、入社日から厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間が、昭和42年1月から同年2月までの1か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、A社C支店D出張所に継続して勤務していた時期なので未加入となることはあり得ない。記録を確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D出張所は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同僚の供述から、同日までの社会保険事務は、同社C支店において一括管理されていたことが確認できることから、申立人の同社C支店における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年12月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月1日から44年4月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を42年6月1日に、資格喪失日に係る記録を44年4月6日に訂正し、標準報酬月額を、当該期間のうち、42年6月及び同年7月は3万3,000円、同年8月から同年10月までは3万9,000円、同年11月から43年6月までは4万2,000円、同年7月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から44年3月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月28日から44年4月8日まで

私は、昭和41年10月頃から44年4月頃までA社に勤務した。同時期に勤務していた複数の同僚のことを記憶している。それらの同僚にはA社における厚生年金保険の記録があるのに、私の年金記録だけ抜けてしまっているのは不自然であり、到底納得できない。

また、同事業所は、適用事業所であり、私の給料だけ保険料が控除されていないとは考えられない。

調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月1日から44年4月5日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、同社から提出された昭和43年度の給与に関するメモ書きによると、上記期間当時、全従業員数は8人であり、このうち、申立人を含む2人を除き6人が厚生年金保険に加入していることが健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる上、申立人が記憶し、同様の業務に従事していた同僚には、全員厚生年金保険としての記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月

1日から44年4月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていたことが認められる。

また、昭和42年6月から43年12月までの標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における同一職種の同僚の標準報酬月額の記録から、当該期間のうち、42年6月及び同年7月は3万3,000円、同年8月から同年10月までは3万9,000円、同年11月から43年6月までは4万2,000円、同年7月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から43年12月までの期間は5万6,000円とし、44年1月から同年3月までは、同一職種の同僚はいないが、引き続き同額の厚生年金保険料の控除があったと考えられることから、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録された健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月から44年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年11月29日から42年5月31日までの期間については、B社から提出された労働者名簿において、申立人の雇入年月日が41年11月29日と記載されていることから、当該期間について申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「申立期間当時はおおむね6か月の試用期間を設け厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた。」としている。

また、申立期間のうち、昭和41年10月28日から同年11月28日までの期間については、上記労働者名簿において申立人の勤務を確認することができない上、同僚も死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和41年10月28日から42年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月30日から同年4月1日まで

A社C支店から同社D支店に転勤した際の被保険者期間に1か月間の空白が生じている。

支店間の異動で退職したわけではないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和49年7月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から52年1月1日まで
昭和46年4月から51年末頃まで、A社に勤務していたが、49年2月28日以後の期間における厚生年金保険の記録が確認できない。
確かにその期間においても勤務しており、保険料も控除されていたはずなので、再度調査をして厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和49年2月28日から51年12月20日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は休業を原因として昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に元従業員83人が被保険者資格を喪失していることが確認できるが、そのうち34人の資格喪失日は、当初、同年3月21日から同年7月1日までの間の日付であったところ、同年7月31日付けで同年2月28日に遡及訂正されていることが確認でき、これら34人の中には、雇用保険の加入記録が厚生年金保険の遡及訂正前の資格喪失日と一致している者も見られる。

さらに、前述の被保険者名簿において、資格喪失日が遡及訂正されていない申立人を含む48人の元従業員についても、複数の元従業員の雇用保険の加入記録を見ると、いずれも前述の被保険者名簿において遡及訂正処理が行われている昭和49年7月31日以後まで継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和49年2月28日以後も事業活動を継続していたと考えるのが相当であり、同社が休業を理由として厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は実態に即したものと認め難い。したがって、申立人について、同年2月28日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及処理が行われた同年7月31日であると認められる。

また、申立期間のうち昭和49年2月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年7月31日から52年1月1日までの期間については、複数の元従業員は、「自身の退職日まで健康保険証を返した記憶は無く、給与も支給されていたので、厚生年金保険料も控除されていたと思う。また、A社と労働組合との対立が激しく、同社が会社整理を申し立てたことから、労働組合が保全申立てを行い、B地方裁判所から賃金等の保全命令が出されて、保全管財人が関与していたので、保険料も確保されていたと思う。」と述べているが、B地方裁判所及び同社の労働者が属していたとするC労働組合D地方支部のいずれにおいても、当時の資料は保存されていない上、当該保全管財人を特定することができないため、同社から申立人に係る保険料控除の状況を確認することもできない。

また、元従業員は、「昭和49年当時のA社は保全管財人管理下での会社運営であり、管財人から持ち帰ったお金を組合が組合員に分配する形で給料は支給されていたため、給与明細書も無く、遅配はあったし減額もあったと思う。」と述べているところ、当該元従業員は、A社に係る雇用保険の加入記録が確認できる期間の一部に、国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、申立期間当時の事業主及び経理担当者はいずれも死亡しているため、これらの者から申立期間当時の保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社（昭和 56 年 1 月 16 日に、B社C支店に名称変更）において、昭和 47 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が 1 年間抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険及びD健康保険組合の加入記録により、申立人が申立期間において、D社の関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、現在の勤務先であるE社が保管する、申立人のA社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を昭和 47 年 7 月 1 日に取得していることが確認できる。

さらに、D企業年金基金における加入員記録においても、申立人のA社に係る資格取得日は昭和 47 年 7 月 1 日であることが確認できる上、D企業年金基金の担当者は、申立期間当時から資格取得届は複写式の届出書を用いていたと述べており、D厚生年金基金（当時）に届け出たものと同一のものを、事業主が社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

加えて、A社の「健康保険・厚生年金保険被保険者名簿」を見ると、申立人は、昭和 48 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、同年 9 月 1 日に標準報酬月額の随時改定が行われており、制度

上あり得ない処理がなされている。また、同名簿に記載されている、47年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し翌年の算定基礎届対象者である24人についても、申立人と同様に48年9月1日に標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できる。これらの記録から、事業主が同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を行ったとは考え難く、社会保険事務所が申立人の取得年を、47年と記録すべきところを誤って48年と記録したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の標準報酬月額の記録及びD企業年金基金における昭和47年7月の加入員記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和60年7月から同年9月は41万円、平成5年6月から6年9月は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、昭和60年7月から同年9月までの期間については明らかでないと認められ、平成5年6月から6年9月までの期間については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月1日から同年10月1日まで
② 平成5年6月1日から6年10月1日まで

私は、A社に勤務していた間、給与が下がったことはなかった。給与明細書の写しを提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①については41万円、申立期間②のうち平成5年6月から同年9月までの期間については53万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち平成5年10月から6年9月までの期間については、給与明細書等が無いため申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができないものの、i) 上述の給与明細書から、申立期間①を含

む昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②の一部を含む平成 5 年 4 月から同年 9 月までの期間について給与総支給額は定額であり、その額は標準報酬月額等級表の最高等級となる額であることが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5 年 5 月は 53 万円、同年 6 月に 1 等級下がって 50 万円と記録されているが、上述の給与明細書によると、5 年 4 月から同年 9 月までの期間について確認できる給与総支給額は 55 万円、厚生年金保険料の控除額は当時の最高等級 53 万円の標準報酬月額に見合う金額であり、それぞれ変更が無いことが確認できることから、給与明細書の無い 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間についても、5 年 9 月と同額の給与が支払われ、同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額は 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、オンラインに記録されている標準報酬月額が、給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と、長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和44年6月から同年10月までは6万円、同年11月から45年1月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年2月10日まで

私は、昭和44年6月にA社の当時社長であった長兄から要請を受けて、A社に転職した。前職の時から、同社への入社日が決まっていたので、厚生年金保険の加入について空白期間が生じることはないはずである。また、申立期間には、結婚をして世帯を持ったことから、厚生年金保険に加入していないようなことは絶対ない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月にA社に転職し、その子会社であるB社の業務に従事していたと供述し、自分と同様にA社に勤務しながらB社の業務に従事していた二人の同僚の氏名を記憶しているところ、当該二人の同僚について、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間における厚生年金保険被保険者記録があることを確認できる上、うち一人が「自分はA社の前身であるC社に入社し、その子会社のB社の業務に従事していた。申立人とは申立期間と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務し、その子会社であるB社の業務に従事していたと認められる。

またA社の元役員は、「申立人は、大学を卒業後、修業のためにD社に勤

務していたが、いずれはA社で勤務する予定になっていた。急な事情により、お願いしてD社を辞めてもらったので、A社において試用期間などは無かった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、A社の常務取締役であった次兄は、平成22年*月*日に亡くなっているが、上述の元役員及び同僚は、「会社の給与社会保険事務全般を取り仕切っていたのは申立人の次兄であった。」と証言しており、元役員は、「生前に申立人の次兄は、申立人が昭和44年6月から厚生年金保険に加入し、保険料控除されていたことを、第三者委員会で証言したいと話していた。」とも証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に勤務し、同社から給与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間のうち昭和44年6月から同年10月までは6万円、同年11月から45年1月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、現在も事業を継続しているが、平成9年5月1日に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主、給与及び社会保険等を担当していた役員も既に亡くなっているため、申立期間当時の状況について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の申出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から23年10月1日まで

私の夫は、昭和16年11月にA社本社に入社した。途中、戦地に赴いた時期もあったが、53年12月に同社を退職するまで途切れることなく勤務していた。しかし、年金記録では、夫の厚生年金保険の加入は23年10月同社B支店からとなっている。A社本社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた人事記録及び社内報並びに申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言により、申立人は、昭和16年11月13日から53年12月29日まで、肉体労働者では無い営業職として、継続して同社に勤務していたと認められる。

また、A社の厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と同姓同名、同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日の記載無し）が確認できる。

さらに、C県が保管していた陸軍兵籍簿によると、申立人は昭和19年12月1日に陸軍に召集され、20年9月17日に復員しており、申立期間の一部は陸軍に召集されていたことが確認できる。同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録により、申立人はA社に在籍中に召集され復員

後に同社に復職しており、同社では陸海軍に応召、入営した社員について、厚生年金保険被保険者資格を喪失させない取扱いを行っていたと考えられる。

加えて、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないものの、その表紙には「A社焼失、被保険者と思われる被保険者台帳索引票有る参照すべし」との記載が確認できるとともに、上述の厚生年金保険被保険者台帳索引票の申立人の前後に記載された被保険者については、オンライン記録により同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が多数みられることから、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等により申立期間の同社における被保険者記録の多くは復元されていないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の申出を社会保険事務所に対して行ったことを認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社B支店における厚生年金保険の資格取得日と同日の 23 年 10 月 1 日とすることが必要であると判断する。

なお、厚生年金保険被保険者台帳索引票で申立人の資格取得日と確認できる昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であるため、厚生年金保険の被保険者期間とはならない期間である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

奈良国民年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 62 年 12 月まで

私は、国民年金に加入した昭和 56 年*月から数年間は、保険料を納付していなかったが、就職し生活が安定した頃に、未納とされていた期間の保険料を実家の母を通じて、A町役場でまとめて納付した。この際に、今後、保険料は年々高くなると思うため、25 年以上保険料を納めるか、遡って少しでも安い保険料を納付し、納付済み期間を増やすかを検討し、遡って国民年金加入時からの期間に係る保険料を納付したことを覚えている。

申立期間について納付記録が無いのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 56 年*月頃に国民年金に加入したが、保険料は納付していなかった。加入から数年後、生活が安定した頃に未納とされていた期間の保険料をまとめて納付した。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月 2 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができる上、A町の国民年金被保険者名簿に年金手帳の交付年月日が同年 5 月 29 日と明記されていることから、申立人はこの時点で国民年金への加入手続を行い、20 歳到達時の昭和 56 年*月*日に遡って被保険者資格を取得したと推認でき、20 歳になった頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和 56 年 8 月から 62 年 3 月までの期間は時効となっている上、時効となった期間の保険料を納付することができる特例納付制度も 55 年 6 月を最後に終了していることから、制度上、当該期間の保険料を納付することはで

きない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人はまとめて納付した保険料について「10万円くらいだったと思う。」と述べているところ、A町の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和63年4月から平成元年3月までの期間について過年度納付を行っていることが確認でき、当該期間の保険料は9万2,400円となることから勘案して、申立人が述べている保険料をまとめて納付した記憶は、前述の過年度保険料を納付した際の記憶と考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 49 年 2 月まで

18 歳の時に母が亡くなってから、家業を手伝っていた私を心配してくれた父が、国民年金への加入手続及び保険料の納付を行った。昭和 45 年に結婚してすぐに、父が亡くなり、その後は実家の兄が保険料を納付した。未加入とされているのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月 4 日に払い出されており、申立期間は未加入期間である上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は任意加入で国民年金被保険者資格を取得しており、制度上、任意加入者は遡って被保険者になることはできないことから、申立期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、申立人は昭和 45 年 5 月に婚姻後すぐ、A 県に転居しており、B 市に住む申立人の兄が申立人の国民年金について氏名変更等の届出を行った上、申立人の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親及び兄は、既に他界しており、申立期間当時の納付状況等は、不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの期間及び平成元年 2 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで
② 平成元年 2 月から同年 7 月まで

申立期間①については、学生であったが、祖母が年金をもらって喜んでいたので、私も国民年金に加入した方が良いということになり、母が国民年金の任意加入の手続をして、保険料を納付してくれた。

申立期間②については、会社を辞めてすぐに A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を自分で行い、その後、銀行で保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未納と記録されていることに納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、20 歳になってすぐの頃に申立人の母親が国民年金の任意加入の手続を、申立期間②については、会社を退職した平成元年 2 月頃に自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を、それぞれ行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 12 月 1 日に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録1)欄によると、申立人が国民年金の被保険者となった日について、当初は平成 5 年 8 月 16 日と記載されていたが、同年 11 月 11 日の届出により元年 2 月 21 日に訂正されていることが確認できることから、申立期間①及び②当時において、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

また、申立期間①については、上述のとおり、申立人が国民年金に加入していたことを確認できない上、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている申立人の母親は、国民年金の加入手続等の記憶が曖昧であり、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②については、上述のとおり、申立人は、平成5年11月11日の届出により国民年金の被保険者資格を取得しているが、当該届出日において、制度上、時効により申立期間②の保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

私は、継続して国民年金保険料を納付しており、現在所持している国民年金手帳には、昭和 50 年 1 月の国民年金保険料を同年 3 月 4 日に納付した記載が残っており、申立期間についても当該日に納付したと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付済みとなっている昭和 50 年 1 月分及び申立期間分の合計 3 か月間分の国民年金保険料を同年 3 月 4 日に納付したと主張しているが、申立人が現在所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間について検認印が押されていない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間について申立人の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、それらの記録は、上述のとおり、申立人が現在所持している国民年金手帳の記録とも一致していることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳、国民年金手帳検認票、領収書及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間より前の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 7 月に、申立期間より後の 51 年 5 月から 52 年 3 月までの保険料は同年 7 月 11 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立期間の前後の期間において保険料を納付期限までに規則正しく納付していない状況がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで
20 歳になったのを契機に、父が国民年金の加入手続をして、兄と私の保険料を一緒に納付してくれていた。自治会の婦人部の方が集金に来られていたのを記憶しており、未納と記録されていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達したのを契機に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 8 日に申立人の兄と連番で払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、申立人の兄と共に申立期間直後から納付済みと記録されていることから、国民年金手帳記号番号の払出しを契機に、国民年金保険料の納付を開始したものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしてきたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年に結婚したが、結婚するまでの期間については、亡くなった父が国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれていたと聞いている。結婚後の期間については、^{しゅうとめ} 姑 が保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の納付記録が無いことに納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち婚姻前の期間について、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 2 月 9 日に申立人の姉及び妹と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の父親はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、主張内容と符合する。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の姉及び妹については、いずれも結婚後に保険料の納付が開始されていることが確認できるとともに、申立人については、上述の手帳記号番号による保険料の納付が確認できないことから、申立人の父親は、国民年金の加入手続のみを行い、申立期間の保険料は納付していなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等について確認することができない。

申立期間のうち婚姻後の期間について、申立人は、亡くなった^{しゅうとめ} 姑 が国民

年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、上述のとおり、昭和 36 年 2 月 9 日に払い出された国民年金手帳記号番号による保険料の納付記録は確認できず、婚姻時に国民年金の氏名変更及び住所変更の手続が行われた形跡も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の婚姻日の昭和 37 年 5 月 * 日から 姑^{しゅうとめ}が亡くなった 39 年 * 月 * 日までの期間について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、 姑^{しゅうとめ}が亡くなってからの 40 年 5 月 6 日に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、A 市の保管する国民年金被保険者名簿によると、当該手帳記号番号により 39 年 4 月分まで遡って保険料が納付されていることが確認できる上、婚姻時において申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金の加入について任意であったことを踏まえると、亡くなった 姑^{しゅうとめ}が保険料を納付してくれていたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料の納付を行っていたとする 姑^{しゅうとめ}は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、高校卒業後自宅にて仕事をした後、新聞広告を見てA事業所に就職し約半年勤めた。

申立期間②について、A事業所を辞めてしばらくの間父と農業をした後に、自宅近くのB事業所（現在は、C社）に勤務し、営業や商品の出荷及び配達をしていたが、D試験に合格したので退職した。

どちらも勤めていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していたとするA事業所の所在地及び当時の従業員数など具体的な記憶を有しているものの、当該事業所は昭和54年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主が保管している44年以降に当該事業所に勤務した従業員の社員台帳に申立人の氏名は確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間を含む前後の期間において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

申立期間②について、申立人は、勤務していたとするB事業所の申立期間

当時の事業主及び当該事業所の外注先などについて詳細に記憶しているものの、当該事業所は申立期間当時の社員台帳などは保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立てに係る状況を確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間を含む前後の期間において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の標準報酬月額だけが低くなっている。支給されていた給与額には変化が無かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額に比べ低額になっていることについて申し立てている。

しかしながら、A社は、平成7年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与事務も担当していた事業主及び元役員は、連絡先不明のため照会を行うことができない上、申立期間当時に同社において被保険者であった同僚からも回答は得られなかった。

また、申立人の標準報酬月額のみが、他の被保険者の標準報酬月額と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

さらに、申立人は、給与は手渡しだったとしており、給与明細書等を所持しておらず、預金通帳等から給与振込額を確認することもできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月頃から同年 7 月 1 日まで
A社本店の人事課で、給与計算などの補助業務に従事していた。厚生年金保険の加入記録が無いとのことなので、調査して記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社は、「A社が作成した職員社会保険台帳には申立人の氏名が記録されていないので、申立人については、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったはずである。また、当該台帳以外に人事記録が保管されていないため、申立人がA社に在籍していたことが確認できない。」と回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、同名簿において、申立期間を含む前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月31日から23年11月16日まで
昭和20年に入社してから23年に退職するまで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に途切れている期間がある。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に入社したことが辞令により確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社に照会したところ、「当社は、かつてのA社を平成18年に法人化し、新たな会社として発足したもので、発足前の会社の資料等は引き継いでいない。」と回答している。

また、A社と関連のあるC社にも照会したが、申立期間当時の資料等が保管されていないことから、申立人の申立期間の勤務状況及び事業所における厚生年金保険の取扱い等について確認することはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、1度目の資格喪失日は申立人とは異なるものの、同社において一旦被保険者資格を喪失し、申立人と同日の昭和23年11月16日に、同社において再度、被保険者資格を取得している同僚が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年8月31日まで
昭和46年6月に前の会社を退職後、とりあえず仕事に就かねばと思い、A社に就職し、同年7月から同年8月末まで働いたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における仕事内容及び同僚の名前を具体的に記憶していることから、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和46年2月から同年11月にかけて被保険者資格を取得した22人中15人については同年12月7日に資格取得年月日訂正届が進達され、資格取得日がそれぞれ1週間から9か月程度遡って訂正されていることが確認できるとともに、記録訂正がなされていない7人中6人については、同年12月7日時点で被保険者資格を喪失しており、退職した者からは遡って厚生年金保険料を控除できないことから、資格取得年月日訂正の対象から除かれたものと考えられる。

また、昭和45年にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社月の翌月となっており、入社月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」旨を述べており、同社では、入社日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届けていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の資格取得年月日訂正届の進達日と同日の昭和46年12月7日に、同年9月から同年11月にかけて被保険者資格を取得した27人の資格

取得届がまとめて進達されていることが確認できるところ、同年9月に資格取得している同僚は、「昭和45年に入社したが、入社当時、厚生年金保険への加入は希望者のみであったが、全員強制となり、46年9月から加入することになった。」旨を述べており、申立期間当時、A社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない上、申立人が同じ業務をしていたと記憶する同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 7 月から 49 年 9 月までA社（後のB社）に正社員として勤務した。しかしながら、同社における年金記録が空白になっている。同社では、健康保険と雇用保険には加入していたことから、厚生年金保険にも加入していたはずである。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、申立人は確かに同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社の元事業主は、「申立期間当時、当社では厚生年金保険の加入については、従業員に対して希望を聞いて加入するかどうか決めており、申立人については、本人の意向により厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、申立人が名前を挙げた9人の同僚のうち、7人については、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、同社は申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 30 日までの期間及び 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月21日から32年5月26日まで
② 昭和33年8月4日から34年2月12日まで
③ 昭和54年11月1日から同年11月30日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務し、掃除の仕事をしていた。申立期間②について、B社に勤務し、荷物の積み込みや掃除の仕事をしていた。申立期間③について、昭和33年に退職したC社に再度勤務したが、会社名はD社に変わっていた。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の記録が無いことはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社（現在は、E社）は、申立人の在籍は確認できないとしている。

また、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に確認したが、全員が申立人のことを覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社F支店は、厚生年金保険資格取得台帳に申立人の氏名が見当たらないとしている。

また、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていない上、B社F支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記憶している勤務地で勤務していた被保険者を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、D社は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によ

ると、昭和 32 年 6 月 26 日付けでD社からC社に名称変更し、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 40 年 5 月 1 日であり、申立期間において、適用事業所であったことは確認できない。

また、D社及びC社の関連事業所と考えられるG社については、オンライン記録により、申立期間について適用事業所であったことは確認できるものの、同社は、既に解散しており申立人の在籍について確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていない上、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に確認したが、全員が申立人のことを覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してすぐにA社に勤務したが、同社における厚生年金保険の記録は昭和 32 年 5 月 1 日からになっている。田舎に住んでいたため近所の目があり、申立期間も勤務していたはずである。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校を卒業してすぐにA社に勤務したと主張しているが、申立期間のうち昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までの期間は中学校に在籍中のため、同事業所に勤務していたとは認められない。

また、申立期間のうち昭和 31 年 4 月 1 日以降の期間についても、同事業所の後継者及び申立人が氏名を記憶していた者を含め複数の同僚に申立人の勤務実態等について照会したが、申立人が申立期間に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、同僚二人については自分より少し早くから勤務していたと主張しており、仮に、申立人が中学卒業後の昭和 31 年 4 月から同事業所に勤務していた場合には、当該同僚二人は、昭和 31 年 4 月よりも前から同事業所に勤務していたこととなるが、オンライン記録によると、それら二人の同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれ 32 年 5 月 1 日、31 年 10 月 1 日となっていることが確認できることから、同事業所においては、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。